

旭川観光大使委嘱の手続き

- 1 団体または個人からの推薦（口頭で可）
- 2 市観光課から推薦者及び本人に制度内容説明及び意思確認（口頭）
- 3 推薦者からの推薦状（任意様式）
- 4 本人に委嘱の承諾書（記名・押印）
及びプロフィール（写真付き）提出依頼
- 5 書類審査（市長決裁）
- 6 委嘱式（原則として市長から委嘱状交付）
※旭川市にお越しになるタイミングで日程調整します
- 7 委嘱後，旭川市のPR活動
※ご本人の本来の業務に支障ない範囲でお願いします。
※委嘱状（紙，木製盾），観光大使名刺をお渡しします。
- 8 活動報告（適宜報告ください。回数，内容は任意です）
- 9 委嘱後3年度末に継続の意思確認
（市から継続の可否について確認書を送付しますので可否を記入し返送）
- 10 継続の場合，上記7～9の繰り返し
辞退の場合，特段の手続きはございません。